

(外交防衛委員会)

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条

第五号）（衆議院送付）要旨

我が国とチェコとの間の定期航空路線の開設については、チェコから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とチェコとの間の人的交流の拡大の傾向を踏まえ交渉を行った結果、二〇二四年（令和六年）二月二十九日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とチェコとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文二十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線

上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその国内手続に従って承認され、他方の締約国に対し外交上の経路を通じてその承認の通告が行われ、遅い方の通告が受領された日の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。